

## 質疑回答書

業務名 姫路市立城陽小学校増築等工事基本計画策定支援業務委託

番号	要求水準書 ・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答
1	要求水準書	2～5頁	<p>「(4)施設配置計画に関する留意事項」の規模等について、教室等の1スパン当たりの基本モジュールが33.75㎡(7.5m×4.5m)程度で設定されています。施設台帳によると、既設校舎の1スパン当たりの基本モジュールは、北校舎・中校舎共に31.5㎡(4.5m×7.0m)と記載された床面積の93.3%になります。</p> <p>解釈A：この93.3%は、規模等の欄に記載された「程度」の範囲内と考え、新校舎の基本モジュールもこれに合わせて支障ないと解釈してよろしいでしょうか。</p>	解釈Bとします。
2	要求水準書	2～5頁	<p>上記質疑において解釈Aが不可の場合</p> <p>解釈B：改修対象となる北校舎と中校舎に配置する教室等は現状のスパンを優先して31.5㎡(4.5m×7.0m)で計画し、新校舎に配置する教室等のみを33.75㎡(7.5m×4.5m)程度のモジュールで計画するものと解釈してよろしいでしょうか。</p>	
3	要求水準書	2～5頁	<p>上記質疑において解釈A、解釈Bが共に不可の場合、</p> <p>解釈C：既設校舎の廊下幅が3.0mあり、他の小学校と比較して有効幅に余裕があるため、北校舎と中校舎は構造体を無視して学校間仕切の位置を500mmだけ廊下側に移動させて、新校舎と共に33.75㎡(7.5m×4.5m)程度のモジュールで計画するものと解釈してよろしいでしょうか。</p>	
4	要求水準書	2～5頁	<p>理科教室や音楽教室などの特別教室の「規模等」欄に記載された床面積には準備室の床面積も含まれるものと解釈してよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
5	要求水準書	3頁	<p>仮に上記質疑の回答が「可」の場合、北校舎1階西端にある図工室をそのまま前期課程の図画工作教室に改修する案が考えられます。</p> <p>この案では図画工作教室と準備室の合計床面積が121.5㎡となり、要求水準書の「135㎡程度」の90%にしか満たないこととなります。この90%は「程度」の範囲内と解釈してもよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。

## 質疑回答書

業務名 姫路市立城陽小学校増築等工事基本計画策定支援業務委託

番号	要求水準書 ・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答
6	募集要項	6頁	評価基準の「(5) 評価テーマ1」に記載のある「施設配置計画案の検討」に関する提案をするために、新校舎建設予定地を含む現況配置図のCADデータをご提供ください。	追加資料として現況配置図のCADデータを提供します。
7	施設台帳	配置図	「施設の配置図」において、「新校舎建設予定地」として記載された斜線範囲の南端が、既設屋外プールの南端より10m程度北側に記されています。 今回の計画敷地として使用可能な範囲をCADデータ等で具体的にお示し願います。	斜線範囲は新校舎等の建設予定地を概略的に示したものであり、詳細は業務を進めていくなかで決定します。
8	施設台帳	配置図	「施設の配置図」において、「6.放課後児童クラブ」の北側に「砂場」が記載されています。この砂場を含め、遊具等の敷地内工作物は全て移設可能と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	施設台帳	配置図	「施設の配置図」において、「1.北校舎」東端に屋外階段があります。この屋外階段は「新校舎等建設予定地」の斜線内にあることから、新校舎との動線確保のため撤去することが可能で、撤去の要否は提案者の自由判断に委ねられると判断してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	施設台帳	平面図	「各階平面図」において、RC柱等のサイズが不明なためエキスパンションジョイント等を用いて新校舎を既設校舎と接続させる場合の壁芯距離を設定することが困難です。 北校舎と南校舎における最新平面図のCADデータをご提供ください。	業務に必要な資料は、契約締結後に提供します。

## 質疑回答書

業務名 姫路市立城陽小学校増築等工事基本計画策定支援業務委託

番号	要求水準書 ・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答
11	要求水準書	5項(2)	5予定している工事の概要、(2)新設する施設の概要において2の「部室・放課後児童クラブ・スポーツクラブ事務所・屋外倉庫及び屋外トイレ」の棟は、列挙されているすべての用途を一体の棟で整備する想定と考えてよろしいですか。それとも現況の形態から推察するにそれぞれ別棟で考える必要がありますか。	別棟を想定しています。
12	要求水準書	5項(2)	上記の棟は、想定しておられる階数があれば教えてください。もしくは想定延べ面積だけ決まっており、構造及び階数等は本業務で検討すると考えてよろしいですか。	構造及び階数等は本業務で検討します。
13	要求水準書	5項(2)及び(4)40	また、(4)施設配置計画に関する留意事項において、番号40に示される放課後児童クラブは備考欄に「校舎とは別棟とする」とあります。 現況から推察するに放課後児童クラブは独立して設ける必要があるのでしょうか。それとも5項の(2)に示される2「部室・放課後児童クラブ・スポーツクラブ事務所・屋外倉庫及び屋外トイレ」の棟、1棟として整備すればよろしいでしょうか。	放課後児童クラブに関する記載が重複しているため、(4)施設配置計画に関する留意事項①の表の40番は削除とします。修正した要求水準書を提供します。
14	要求水準書	5項(2)及び(4)36	(4)施設配置計画に関する留意事項の番号36スポーツ室はどのような使用を想定されていますか。また、こちらは学校の施設と考え、5項(2)の番号2に示されるスポーツクラブ事務所と関連性はないと考えてよろしいでしょうか。	体育の授業で器械体操等に使用することを想定しています。スポーツクラブ事務所とは関連性はありません。

## 質疑回答書

業務名 姫路市立城陽小学校増築等工事基本計画策定支援業務委託

番号	要求水準書 ・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答
15	要求水準書	5項(2)及び(4)	部室、スポーツクラブ事務所、屋外倉庫及び屋外トイレの規模等や備考欄がありませんが、想定があれば教えてください。	契約締結後に、標準的な配置・規模等の資料を提供します。
16	要求水準書	5項(2)及び(4)	開校後の部活動の想定はありますか。部室の規模や室数の想定をお教えてください。	床面積100～150㎡、10室程度を想定しています。
17	要求水準書	5項(3)	5項(3)現有施設の概要において、各棟の建設時期を教えてください。また、各棟確認済証・検査済証の有無をお教えてください。	北校舎：昭和33年・34年・37年・39年 中校舎：昭和45年・47年・48年 北校舎及び中校舎の確認済証及び検査済証の有無については、現状、不明です。
18	要求水準書	5項(3)	5項(3)現有施設の概要において、各棟大規模改修改修の実施有無もお教えてください。また、耐震診断及び耐震改修は実施済みであると考えてよろしいでしょうか。	北校舎：平成27年 中校舎：平成元年 また、いずれも耐震診断及び耐震改修を実施済みです。
19	要求水準書	5項(3)、 別紙・施設の配置図	5項(3)現有施設の概要において、6放課後児童クラブ(2棟)は「※(2)の施設の新設前に解体可能」とありますが、一方で施設の配置図によると2棟ある放課後児童クラブのうち、1棟は新校舎等建設予定地の範囲外ですので、範囲内の1棟は先行解体可能、範囲外の1棟で工事期間中の放課後児童クラブの運用を行う想定、という理解でよろしいでしょうか。	現在の利用人数では、1棟だけでの運用は難しいため、代替措置を考える必要があります。
20	要求水準書	別紙・施設の配置図	現地には新校舎建設予定地に水路と思われるもの(北校舎を東に延長したあたりから敷地東側水路に接続、図示無し)がありますが、農業用等・他己の水路ではないと考えて撤去・埋め戻し可能と考えてよろしいでしょうか。判明していましたら教えてください。	配置図が現況と異なっており、現在水路は存在しません。

## 質疑回答書

業務名 姫路市立城陽小学校増築等工事基本計画策定支援業務委託

番号	要求水準書 ・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答
21	募集要項	5項	業務実施体制のご説明に当たり、各担当者氏名や、経歴書（業務経歴：工事名称）の記載は、参加者が特定できるような表示に、該当すると考えて宜しいでしょうか。	該当しません。
22	提案書③ (評価テーマ 1)	—	「施設配置計画案の検討」提案書の作成に当たり、要求水準書にある「3案程度作成し、・・・比較検討を行う。」は、今回の提案書には、提案数は該当しないものと考えて宜しいでしょうか。	提案書③では施設配置計画案は求めておらず、施工計画（仮設計画を含む。）に対する配慮や工夫に関する考え方を求めています。
23	—	—	石綿含有調査は、本業務に含まないと考えて宜しいでしょうか。	含みません。
24	要求水準書	5項	工事期間中の、城陽小学校の学級数及び生徒数は、どの程度と考えれば宜しいでしょうか。（例：35名×4教室×6学年＝840名程度を上限目安とする。）	普通教室は一学年140人（4学級）を上限としていますが、特別支援学級数の増については別途指示します。
25	要求水準書	5項	工事期間中の改修工事棟（中校舎、北校舎）は、児童の利用が無いものを条件として、宜しいでしょうか。（新築棟の一時利用や、仮設校舎利用による方法。）	改修工事中の北校舎、中校舎について、児童等の安全が確保でき、学校運営に支障がなければ、利用は可能です。
26	要求水準書	5項	構造計画及び設備計画の案を作成するとは、具体的な業務程度をご教授お願いします。	市が示す基本的方針に対して、決定した施設配置計画の内容に応じて加除修正を実施するものです。
27	要求水準書	5項	スタディ模型は、施設配置検討時の協議資料と考えて宜しいでしょうか。また、透視図は上記検討後の決定案による透視図と考えて宜しいでしょうか。（作成時期について）	スタディ模型、透視図いずれも施設配置計画決定後に作成することを想定していますが、提案により施設配置計画時の協議資料とすることは可能です。